

第5章

計画の実現に向けて

- I 協働による都市づくり
- II 実現化に向けた取組み
- III 計画の進め方

I 協働による都市づくり

1 協働の都市づくりの推進

本プランの実現にあたっては、町だけではなく、町民や事業者がそれぞれの立場において都市づくりの担い手であるという自覚を持ちながら都市づくりに取り組んでいくことが大切です。

そのため、町民、事業者、町が都市の将来像や理念を共有し、対等な立場で連携しながら協働の都市づくりを推進します。

2 都市づくりの役割分担

(1) 町民

町民は、まちに対する理解を深め、愛着を持ちながら、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくり活動に取り組んでいくことが期待されます。

また、町内会やNPOなどのまちづくり団体は、行政や事業者が継続的に取り組むことが困難な分野や更なる充実が求められる分野において、各団体の専門性を活かしながら、町民によるまちづくり活動をけん引していくことが期待されます。

(2) 事業者

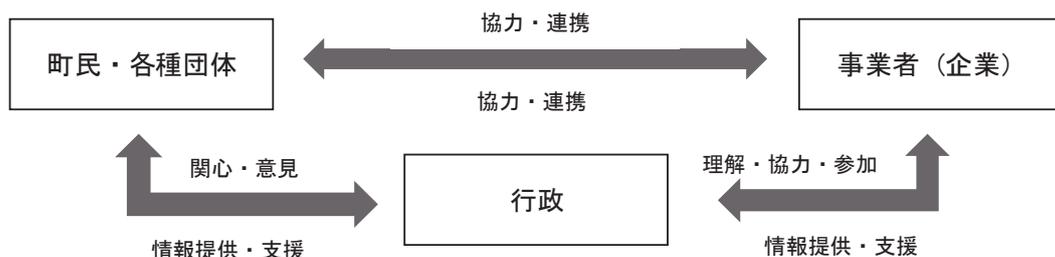
事業者は、自らもまちづくりの受益者であり、魅力的なまちづくりの実現を担う地域社会の一員であることを認識し、日常の事業活動を通じて、町や周辺地域の活性化に継続的に貢献していくことが期待されます。

また、本町が掲げる将来都市像を理解した上で、CSR活動の一環として町民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力するなど、事業者としての専門性を活かした取組みが期待されます。

(3) 行政

行政は、本プランに掲げる都市の将来像の具現化を目指し、その目標に向かって各種施策を実施します。

また、町民や事業者など、多様な主体と協働・連携に基づいたまちづくりのけん引役として、各主体の自発的な取組促進に向け、まちづくりに係る積極的な情報発信や意識啓発に取り組みながら、育成や支援体制の充実に努めます。



II 実現化に向けた取組み

1 都市づくりの手法・制度の活用

(1) 都市計画法に基づく制度の活用

都市計画マスタープランで示す方針に沿った都市づくりを進めるため、地域地区、市街地開発事業、開発許可、地区計画など都市計画法に基づく制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等に取り組みます。

(2) 個別計画との調整、連携

道路・交通・景観・防災など個別計画の策定にあたり、共通の方針として都市計画マスタープランを活用することにより、相互に連携のとれた一体的なまちづくりを推進します。

(3) 立地適正化計画の策定

都市計画マスタープランの改定にあわせて立地適正化計画を策定し、両計画を一体的に推進することで、利便性の高い中心市街地や安全・安心でまとまりのある住宅地、持続性の高い公共交通ネットワークの形成等を図り、人口減少社会に対応した都市構造の転換を目指します。

(4) 地域発意のまちづくりの促進

地域の特性を活かした地域発意のまちづくりを促進するため、町民の自発的な地区計画の提案など町民主体のまちづくりについて、仕組みや取組方法の周知に努め、制度の活用を図ります。

2 都市づくりの実現に向けた連携

(1) 関係部局との連携

都市計画は、生活環境、景観、防災など、広範な分野にわたっていることから、関係部局との横断的な協議や調整を行い、都市計画マスタープランが示す方針との整合を図りながら施策の推進を図ります。

また、総合的な視点から検討を要する行政課題については、組織横断的なプロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

各種都市計画事業や土地利用計画制度の円滑な推進にあたっては、広域的な連携が必要であることから、国はもとより、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合のほか、近隣市町との連携を図ります。

(3) 各種団体等との連携

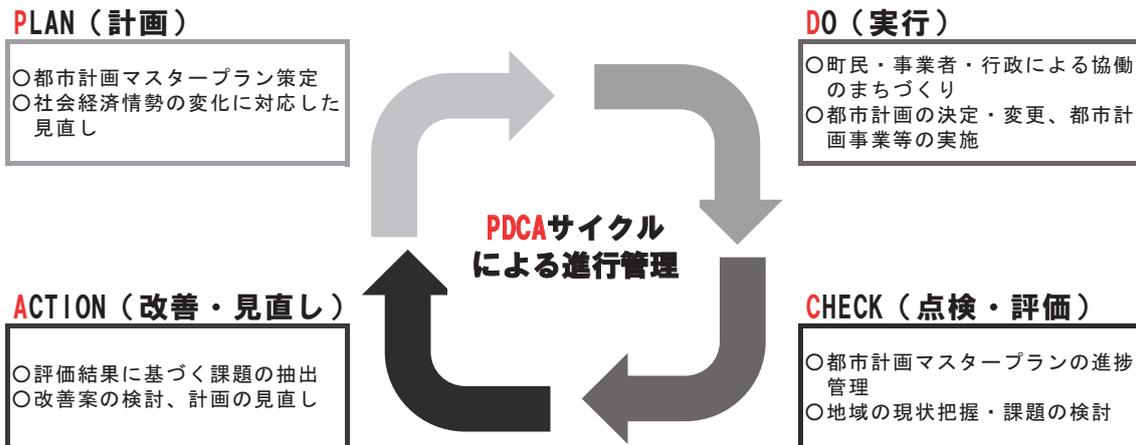
地域に根差した都市づくりや計画の実現を推進するため、町内会やNPOなど地域のまちづくり団体等と連携し、施策の推進に努めます。

Ⅲ 計画の進め方

1 計画の進行管理

本マスタープランに位置付けた取組みを計画的に推進していくため、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

また、本計画は長期的な計画となっていますが、この間に社会情勢や町民ニーズが大きく変化することも考えられることから、概ね10年を目途に本マスタープランの見直しを行います。



2 財源の確保と事業の推進

都市計画マスタープランの方針に沿った個別の事業を推進するために、国や道の補助制度等の情報収集を行いつつ財源確保に努め、効率的かつ実現性の高い事業手法の選択や制度活用を図ります。

また、行政だけでなく、民間事業者の活力を導入することも踏まえ、効率的な事業の推進に努めます。

広域的役割の大きな事業等については、関係機関と連携を図りながら、事業の推進について積極的な要望活動を行います。